

広島県告示第八百三十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和六年九月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
上安六丁目四地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		町	大字	字	地番	標柱番号
広島市安佐南区		上安三丁目			一〇一二番	標柱一号
					五六四番一	標柱二号
					五六四番一 地先 里道敷	標柱三号
					甲一〇〇七番一	標柱四号及び五号
					一〇一八番二三	標柱六号
					一〇一五番三	標柱七号